

特定の社会福祉法人への寄付をお考えのみなさま・新しく社会福祉法人を創設される方へ

- ◆社会福祉施設の建設用地購入のための資金として寄付したいのですが…
 - ◇施設建設時の福祉医療機構の借入金償還の財源として寄付したいのですが…
- ◆補助金を受け、社会福祉施設を建設する際の建築資金として寄付したいのですが…
 - ◇会社所有の土地を新しく建設する福祉施設に提供したいのですが…
 - ◆寄附法人の代表者が、指定する受配法人の理事長なのですが…

こんなとき・・・ご存知ですか？

「受配者指定寄付金制度」のご案内です

受配者指定寄附金制度とは・・・

特定の受配者（社会福祉法人など）と、そこで実施される事業を指定して寄付を行うもので、一定の要件を満たせば、税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

共同募金会が窓口です

共同募金の期間とは関係なく、年間を通して寄付ができます。

それは、共同募金会が、税制上の優遇措置が認められている指定寄附金制度の運用を財務省及び総務省から任されているからです。

ただし、審査があります

Q 審査対象となる寄付はどんな場合ですか？

A 次の3つの項目を満たしていることが最低限必要です。

- ① その受配者は社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定の事業に限る）又は更生保護事業（更生保護事業法第2条に規定の事業）を行う法人ですか？

法人格が必要ですので、社会福祉法人設立のための準備委員会などの段階では審査にかけられませんが、法人設立と同時進行で、相談は受け付けます。

- ② 寄附金の使途は、次に該当する使途ですか？

土地購入費、土地の現物寄付（但し会社法人の寄付の場合のみ）、施設の新築・増築・改築・改修等工事費、土地造成費等土木工事費、設備・備品の整備費、福祉医療機構借入金の償還など

- ③ 緊急にその資金が必要ですか？

配分対象事業は、事業計画、資金計画が整っており、自己資金額など寄附金を必要とする額が確定してから審査対象とすることとなります。

Q 審査には審査事務費が必要ときましたか…

A 全国同じ基準で決まっています。

寄付額に応じて異なりますが、約3%を寄付者にご負担いただきます。

なお、審査は、寄付者と受配者双方にかかる身分関係、契約関係のほか、当該事業に対する配分の必要性、緊急性についての審査を行うため、詳細な必要書類一式の提出が必要です。

また、寄附先法人への配分額が、100万円以下であれば、本会が、100万円を超える場合は、中央共同募金会が審査・承認します。なお、寄附者が寄附金に係る税制上の優遇措置を希望しない場合は、この限りではありません。

【ご注意ください！】

- 審査・承認前に寄付金を受け入れることはできません。
- 概算額では審査することができません。
- 配分申請額と審査事務費の合計額が寄付金額となります。
- 次のような場合は審査の対象となりません。
 - 介護保険収入が入るまでの運転資金（つなぎ資金）を用途内容とした寄付
 - 社会福祉事業、更生保護事業以外の公益事業・収益事業に対する寄付

該当する寄付をお考えの場合は…

茨城県共同募金会(電話029-241-1037)へ、「受配者指定寄附金の件で」と、ご相談ください。